

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
社会福祉法（昭和26年法律第45号）第143条において準用する同法第45条の6第2項	利害関係人の請求による 一時役員又は代表理事の選任	地域福祉課

1 審査基準は、社会福祉法、社会福祉法施行令（昭和33年政令第 185号）、社会福祉法施行規則（昭和26年厚生省令第28号）及び社会福祉連携推進法人会計基準（令和3年厚生労働省令第 177号）に定めるもののほか、次の通知等の基準を審査基準とする。

（1）社会福祉連携推進法人の認定等について（令和3年11月12日付け社援発1112第1号厚生労働省社会・援護局長通知）

ア 社会福祉連携推進法人認定・運営基準

イ 社会福祉連携推進法人定款例

（2）社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱の制定について（令和4年12月26日付け社援発1226第5号厚生労働省社会・援護局長等連名通知）

ア 社会福祉連携推進法人指導監査実施要綱

（3）その他地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく厚生労働大臣の技術的助言として通知があったもの。

2 標準処理期間は、20日とする。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。